10月からマイナンバーを順次通知、28年1月から利用開始します

マイナンバー(社会保障)制度

マイナンバーキャラクター 「マイナちゃん」

マイナンバー制度は、今まで1人に対して 自治体や年金事務所などの各行政機関で持っ ていた独自の番号を統一して、1人1つの番号 (マイナンバー)にし、行政手続きをよりスムー ズに、公平・公正に行えるようにする制度です。 マイナンバー(個人番号)は、10月から順次郵 送で通知され、28年1月から利用を開始します。

― マイナンバーとは

住民基本台帳に登録されている全ての人に、 1人1つずつ指定される12桁の番号です。マイナンバーは、原則、一生同じ番号を使います。 マイナンバーは、漏えいすると悪用される可能性があります。不正利用を防ぐため、むやみに他人に番号を教えないようにしましょう。

○○ マイナンバー制度の効果

マイナンバーを使うことで、行政機関同士が 必要な個人情報を提供し合えるため、スムーズ に手続きを進めることができます。

みなさんが社会保障などの申請の際に添付していた住民票や課税証明書などの書類が不要になります。個人番号は唯一無二のものであるため、結婚や引っ越しなどによる個人情報の変更に左右されずに本人確認が行え、事務手続きが効率的に行えるようになります。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野だけに利用され、中でも次のような法律や自治体の条例で定められたものに限定されます。 【社会保障】年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、生活保護、児童手当、公営住宅への入居申請、日本学生支援機構への奨学金申請など

【税】確定申告書、法定調書など 【災害対策】被災者生活再建支援金の支給、被 災者台帳の作成事務など 毎年6月の児童手当の現況届の際に 市区町村にマイナンバーを提示します





マイナンバー利用時には、 書類へのマイナンバーの 記載と、本人確認が必要です

証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します





勤務先にマイナンバーを提示し、源泉 徴収票などに記載します





今後のスケジュール

10月

具体的

な利用事例

●マイナンバー(個人番号)が記載された「通知 カード」を、簡易書留で世帯主へ郵送

※全世帯主あてに通知カードが郵送されるまで に約2か月かかる予定です。

お住まいの住所と住民票の住 所が異なる人は、早めに住民票 の異動手続きをお願いします



【簡易書留が届いたら次の3点の確認を!】

✓マイナンバーの「通知カード」✓「個人番号カード」の申請書と返信用封筒✓説明書

※DV・ストーカー行為の被害者、東日本大震 災の被災者、一人暮らしで長期入院・入所して いる人など、やむを得ない理由で住民票の住所 で通知カードを受け取れない人は、「居所情報登 録申請書」を9月25日 金必着で〒276-8501市役 所戸籍住民課へ持参または郵送してください。 詳しくは市HPまたは同課面483-1151(代表)へ。

●「個人番号カード」申請受付開始 ※任意

⇒個人番号カードは本人確認書類として利用でき、確定申告などで電子申請もできます。

28年1月

●マイナンバーの利用開始

●「個人番号カード」交付開始

⇒申請後に通知が届いたら、個人番号カードを市役所の特設会場まで受け取りに来てください。 ※特設会場については、決まり次第掲載します。

29年1月

●マイナポータルの利用開始

②マイナポータル…行政機関がマイナンバーを 利用して自分の情報をいつ、誰が、どことやり とりしたのか確認できるほか、行政機関が持つ 自分に関する情報や、行政機関からの自分に対 するお知らせなどを、自宅のパソコンなどから 確認できるものです。

29年7月

●国と市などの自治体間で情報の連携開始

⇒年金・医療・福祉などの申請や届け出などに 必要となる添付書類が簡素化されます。

可燃ごみは月曜日が祝日・振替休日でも収集します

月曜日が可燃ごみの収集日の地区では、同日が祝日や振替休日の場合でも、 ごみの収集を行います。※ただし、資源物の収集は行いません。 詳しくは、広報やちよ毎月1日号または市ホームページ「平成27年度のごみ 収集日 | をご確認ください。

■27年度の今後の該当日 9月21日、10月12日、11月23日、28年1月11日、28年3月21日のいずれも月曜日

	に集積場所へ。不燃ごみは休	指定袋使用			原物
9 7 該	当 地 域	有害ごみ	可燃ごみ	%缶び 上類ん	紙布 が が 数
村上 (3200・3300	所側)、 萱田町 (成田街道南側)、 3500番台の成田街道南側)、 幕張八千代線より東側)、 F代線より東側)	1 15 第1火 第3火	月・水		
源 で 0 1 2 フリーダ フリーダ	不 2 八千代台北	8 休み 第2火 第4火 15 1		木	±
5 分受み 0 寸	法 3 八千代台西、 八千代台南 4 八千代台東 報 5 上高野	第3火 第1火 22 8 第4火 第2火	一が集		
で (844)53 (844)53 (96時30分(祝日を除 483)4506 (1960)4506		2 16 第1水 第3元	、火		
収集 (祝日を除 3 (祝日を除 6	寸 6 村上団地 専 7 村上(新川の東側)、下市場、	9 休み 第2水 第4z 16 2	±	金	月 21日は休み
議 6	対 5 村上団地 村上団地 村上(新川の東側)、下市場、 村上南、勝田台北 神野、下高野、堀ノ内、 日 保品、米本団地、米本	第3水 第1z 23 9 第4水 第2z	ー は 休		休み

	該 当 地 域	不燃ごみ	有害ごみ	可燃ごみ	学缶び 花類ん	紙布パッ紙ク類
9	萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、村上(成田街道北側で新川西側)、 大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道 北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	3 第1木	17 第3木	月・水・金 23日は休み 21日は収集あり	火 22日は休み	±
1	高津(県道幕張八千代線より西側)、高津東、 り 大和田新田(100・200番台の成田街道南側かつ、 県道幕張八千代線より西側)	10 第2木	24 第4木			
1	高津団地、 大和田新田(1~99番地の成田街道南側)	<u> </u>	3 第1木			
1	2 大和田新田(900·1000·1100番台の成田街道北側 から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目	24 第4木	10 第2木			
1	3 勝田台	4 第1金	18 第3金	•木•土 22日は休み	水 23日は休み	月 21日は休み
1	勝田台南、勝田、ゆりのき台3~8丁目、麦丸、 4 萱田町(500番台を除く東葉高速線北側)、 萱田(東葉高速線北側)	11 第2金	25 第4金			
1	■ 林が丘1.2 1日、宣田町(200番日の宋朱同述級北側)	18 第3金	4 第1金			
1	大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、 島田台、島田、桑橋、桑納	25 第4金	11 第2金			

清掃センター■(483) 4521へ